



毒物・劇物の 適切な管理等について

富山県生活環境文化部環境保全課指導係

毒物及び劇物取締法 第1条

毒物及び劇物について、保健衛生上の観点から取締を行うことを目的とする。



毒物劇物の製造、輸入、販売、表示、貯蔵、運搬等を規制し、公衆衛生への危害（生命や環境への危害）防止を目的としている。



遵守すべき事項（取扱）

◆ 取扱時の注意（法第11条）

- 毒物、劇物の盗難・紛失の防止
- 毒物、劇物又はそれらを含有する物の飛散、漏えい、流出等の防止

毒劇物は適切に保管しましょう。

- 毒劇物は、関係者以外が容易に手に取れるような敷地境界の付近から離れた、その他の物から明確に区分された専用場所に保管する。
- 施錠可能な設備とし、扱う毒劇物の性質を踏まえた材質を選ぶ。
（タンク等については、漏えいや地下浸透の恐れのないコンクリート等を基礎とし、周辺を柵で覆うといった対策を行う。）





遵守すべき事項（表示）

◆ 表示の注意（法第12条）

・ 毒物又は劇物の容器・被包、または貯蔵場所・陳列場所への適切な表示

 適切に、はっきりと表示を行いましょう。

毒物には赤地に白文字で **医薬用外毒物**
劇物には白地に赤文字で **医薬用外劇物**
と明記する。

※その他、誤飲・誤食につながる可能性があるため、一時的にでも毒劇物の容器として、飲食物の容器を用いることは禁じられています。（法第11条第4項）





遵守すべき事項（運搬）



◆ 運搬等について（法第16条）

- 毒物又は劇物の運搬、貯蔵その他の取扱の技術上の基準

◇ 運搬容器の基準（令第40条の2）

使用可能な容器の基準

<対象物質>

○四アルキル鉛を含有する製剤

○無機シアン化合物である毒物（液体状：1,000 L 以上の容器）

○弗化水素又はこれを含有（1,000L以上の容器）



容器基準の特例（規則第13条の2）

国際海事機関が定める規定に該当した容器の使用時は適用除外

◇容器又は被包の使用基準（令第40条の3）

充填率、容器の密閉、容器への表示

<対象物質>

○四アルキル鉛を含有する製剤（略）

○毒物（上記を除く）、劇物

- ・ 容器又は被包に収納されていること。
- ・ 容器又は被包に密閉されていること。
- ・ 1回につき1,000kg以上を運搬する場合、容器又は被包の外部に収納した毒物又は名称及び成分の表示がなされていること。

◇積載の様態の基準（令第40条の4）

容器の積載方法

<対象物質>

○四アルキル鉛を含有する製剤（略）

○弗化水素又は弗化水素70%以上を含有する製剤

○毒物（上記を除く）、劇物

- ・ 容器又は被包が落下、転倒、破損しないよう積載されていること。
- ・ 積載装置の長さ、幅を超えないように積載されていること。

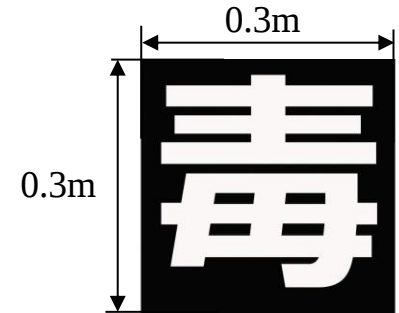
◇運搬方法の基準（令第40条の5、規則第13条の4～6）

同乗者、標識、保護具等

<対象物質>

○施行令で定める23品目（黄燐、四アルキル鉛を含有する製剤等）を
1回につき5,000kg以上運搬する場合

- 交替運転要員の同乗させること。
（1人当たり4時間を超える連続運転又は1人当たりの1日の運転時間が9時間を超える場合）
- 車両の前後に標識を掲示すること。
- 必要な保護具を2名分以上備えること。
- 車両に応急措置等の内容を記載した書面を備えること。



荷送人には、**1回につき1,000kg**を超える毒物劇物の運搬を委託する際は、運送人に対して、あらかじめ事故の際に応急措置等を記した書面を交付する義務あり。
（令第40条の6）

<書面の記載内容（電磁的方法での提供も可）>

1) 毒物、劇物の名前 2) 成分、含量、数量 3) 事故の際の応急措置



遵守すべき事項

◆ 事故の際の措置（法第17条）

🧴 毒物、劇物が**盗難、紛失**した場合

⇒ **直ちに**、警察署へ通報

🧴 毒物、劇物、第11条第2項に規定する政令で定める物が
飛散、漏洩、流出等した場合

⇒ **直ちに**、厚生センター（富山市内は富山市保健所）、
警察署又は消防機関に通報

⇒ 応急措置を講ずる。



遵守すべき事項

1. 通報体制の整備を忘れずに！

緊急時にトップダウンによる組織的で統制のとれた行動ができるように、あらかじめ、緊急時の初動体制組織、役割分担（通報担当者等）を決めておきましょう。※不在の場合などにも対応できるように決めておきましょう。

2. 被害の拡大防止に際して

人的、物的被害の状況を把握した後、身の安全を確保できる場合、

- バルブの閉め切り、設備の緊急停止など、原因の閉止を行う。
- 被害箇所に中和剤などを散布する、漏えい物をポンプ等で汲み取り、密閉できる容器に移す。
- 大量に漏えいしている場合、ガスであれば、周辺住民、漏えい場所の風下にいる人などを避難させる。液体であれば、水域や土壌への流出を防ぐため、土嚢やフェンスなどでせき止める。
- 漏えい場所の周囲にロープなどを張り、立入禁止とする。

※作業は一人では行わない。また作業現場に行くことを周囲に知らせる。

※作業の際には、吸引、窒息、引火などに十分注意し、必要に応じて保護具を着用する。

※危険を感じた場合はすぐに避難する。





事故を防止するためには

◆劣化・機器故障による事故防止

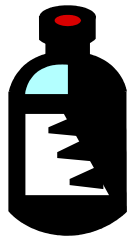
- ・施設の**点検**を定期的 to 実施しましょう。

◆作業員の不注意・確認不足による事故防止

- ・作業ミスが生じないように、**作業手順書**を作成し、作業員への**教育**を行いましょよう。
- ・**非定常作業**（工事、臨時点検等）での**安全確認**を徹底しましょう。
- ・薬品の**管理簿**を作り、記録・保存しましょう。

◆その他の事故防止

- ・薬品棚や薬品（容器）が飛散しないように、**容器の衝突・落下、転倒防止措置**を講じましょう。

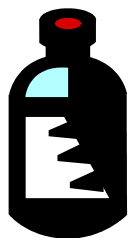


万が一の事故に備えて

- 事業場で使用している全薬品のSDS（安全データシート）を整備しましょう。

SDSには毒劇物の性状や取扱いのほかに、応急措置、漏洩時の措置など事故が起きた際に、役に立つ情報が記載されています。

- 長期間保管されている毒物・劇物で、**使用の見込みがないもの**については、**速やかに廃棄**し、使用量、保管量は必要最小限にしましょう。
- 関係機関への**緊急連絡網を整備**し、見やすいところに連絡先を**掲示**しましょう。
- 漏えい等に備え、**必要な設備・資材**を常備しましょう。



毒物・劇物の関係情報

● 毒物及び劇物に関する規制全般



厚生労働省 毒物劇物の安全対策ホームページ

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

- ◆ 規制の概要・法令・通知
- ◆ 毒物劇物に関する事故情報
- ◆ 毒物劇物データベース
- ◆ 規定モデル・パンフレット等



● 化学物質等安全データシート（SDS）

(独)製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

● 事故事例

有害性情報・法規制情報

厚生労働省 職場のあんぜんサイト化学物質情報

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html

